

# 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会

## 役員選考規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）の定款第5章第21条に定める役員の選任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (役員の資格)

第2条 本協会の役員は、次の条件を満たさなければならない。

- (1) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」等の関係法令に定める要件を満たしていること
- (2) 企業経営全般、法律、会計、財務、スポーツ全般、若しくは登山、山岳スポーツ又はスポーツクライミングの分野において、専門的な知識や経験を有していること
- (3) 健康であり、業務に支障がないこと
- (4) 遵法精神に富んでいること
- (5) 人格見識とも優れ、本協会活動に貢献し、かつ本協会発展に寄与し得ること
- (6) 本協会の活動に対し、常に実質的に活動しうること
- (7) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に定める暴力団員（以下、単に「暴力団員」という。）及びその他の反社会勢力であったことがないこと、又は、暴力団員でなくなった日から5年を経過し現在暴力団その他の反社会的勢力でないこと」

### (役員候補者選考委員会)

第3条 理事会は、役員の改選を行う定時総会の相当期間前に、本協会の理事候補者及び監事候補者、並びに会長候補者、副会長候補者、専務理事候補者及び常務理事候補者の選考のため、役員候補者選考委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、総会において役員が決定し、理事会において業務執行理事が決定するまで存続する。
- 3 委員会に、次の委員を置く。
  - ① 委員長 1名
  - ② 委員 5～10名
- 4 委員は、顧問、理事、監事及び外部の学識経験者のうちから、会長が理事会の承

認を得て委嘱する。

- 5 委員長は、委員の互選で決め会長が委嘱する。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。ただし、他の委員が招集することを妨げない。

- 2 委員会の議長は、委員長が務める。ただし、委員長に事故あるとき又はやむを得ない事由により委員長が欠席するときは、出席委員が協議の上、議長を定める。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 委員会への代理出席及び書面による委任は、いずれも認めないものとする。

(役員候補者の推薦)

第5条 役員候補者となるためには推薦を必要とする。

- 2 理事の推薦については以下のとおりとする。
  - (1) 加盟団体による推薦  
ただし、各加盟団体は1名の推薦に限る。
  - (2) 顧問、役員又は外部の学識経験者2名による推薦
  - (3) 第6条第1項の会長候補者による推薦  
ただし、5名以内の推薦に限る。
- 3 監事の推薦については以下のとおりとする。
  - (1) 顧問、役員又は外部の学識経験者2名による推薦
  - (2) 委員会による推薦

(役員候補者の決定)

第6条 委員会は、最初に会長候補者を決定しなければならない。

- 2 委員会は、前項の会長候補者に対して、前条に基づき推薦された被推薦者から、理事については被推薦者35名以内、監事については被推薦者5名以内を選出するよう指示する。
- 3 委員会は、前項により選出された被推薦者から役員候補者を選考し、役員候補者名簿を作成し、理事会に答申する。ただし、前項により選出された被推薦者の人員が、定款に定める最低人員に不足するときは、委員会は、定員に満つるまで、不足する人員を選考するものとする。
- 4 前項の答申を受けた理事会は、委員会の答申を尊重して、審議を行い、役員候補者を決定する。

(役員決定)

第7条 理事会は、前条第4項の役員候補者について、総会に提案する。

- 2 定款22条第1項に基づき、総会は、前項の役員候補者名簿について審議の上、役員を決定する。

(業務執行理事決定)

第8条 会長候補者は、委員会と協議の上、第6条第4項の役員候補者から、定款第21条第3項の業務執行理事である副会長、専務理事及び常務理事の候補者を決定する。

- 2 前項の手続きは、第4条を準用する。
- 3 前条第2項により決定した役員で構成する最初の理事会において、定款第22条第2項に基づき、第1項の候補者について審議の上、会長1名、副会長4名以内、専務理事1名、常務理事13名以内を決定する。

(本規程の変更)

第9条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

付 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

平成27年3月8日 一部改定

平成27年5月31日 一部改定

平成29年3月4日 一部改定(平成29年4月1日から施行する。)

平成30年11月4日 一部改定 なお、これに伴い、次の規程を廃止する。

会長・副会長推薦委員会運営細則(平成27年3月8日施行)

役員候補者推薦委員会運営細則(平成27年4月15日施行)